

出産手当金支給申請書記入例

届書コード
6 3 2

健康保険出産手当金支給申請書（第 1 回）

※記入方法及び添付書類等については、別紙「記入例」「添付書類について」を確認してください。

⑦ 被保険者証の記号・番号 千代田 030 いろは 020 は 3 123	① 被保険者の生年月日 6: 昭和 51 7: 平成 11 022	届書種別 02 受付年度 平成 20	通 番	グループ
被保険者(申請者)の氏名と印 ケンボ ハナコ 健保 花子	被保険者の資格を取得した年月日 昭和 19 年 4 月 1 日			
被保険者(申請者)の住所 〒105-0000 東京都 港区 1-1-1 △△マンション101	〒105-0000 東京都 港区 1-1-1 △△マンション101	電話 03 (XXXX) XXXX		
③ 今回の出産手当金の申請は、出産前の申請ですか、それとも出産後の申請ですか。 <input type="checkbox"/> 出産前の申請 <input checked="" type="checkbox"/> 出産後の申請	※請求年月日	※特別支給コード		
④ 上記②で「出産前の申請」の場合は、出産予定日を記入してください。「出産後の申請」の場合は、出産日と出産予定日を記入してください。	出産予定日 平成 20 年 10 月 24 日	※出産種別 1: 単胎 2: 多胎	※支給種別 0: 産前・産後 1: 産前 2: 産後	
④ 出産のため休んだ期間(申請期間) 平成 20 年 9 月 13 日から 平成 20 年 12 月 20 日まで	99 日間	自 年 月 日	至 年 月 日	
⑤ 上記④の出産のため休んだ期間(申請期間)の報酬を受けましたか、または今後受けられますか。 <input type="checkbox"/> 受けた <input type="checkbox"/> 受けない <input type="checkbox"/> 今後受ける <input checked="" type="checkbox"/> 今後受けない				
⑤ 上記④で「受けた」(今後受ける)と答えた場合、その報酬の額と、その報酬支払の基礎となった(なる)期間を記入してください。	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	円	
備考				

① 被保険者証の記号・番号が数字、漢字ひらがなのどちらの場合でも、左づめで記入してください。

② 被保険者(申請者)本人が署名した場合は、押印は不要です。被保険者(申請者)以外の方が記入する場合は、押印を省略することはできません。

③ 出産前の申請か出産後の申請かチェック☑して、出産前の申請の場合、出産予定日のみを記入してください。出産後の申請の場合、出産日と出産予定日の両方を記入してください。

④ 出産のため労務に服さなかった期間とその日数(公休日を含む)を記入してください。

医師または助産師が意見を記入するところ	出産者氏名 健保 花子	出産予定年月日 平成 20 年 10 月 24 日	出産年月日 平成 20 年 10 月 25 日
	出生児の数 単胎 (児)	生産または死産の別 生産 (死産 (妊娠 週))	
	上記のとおり相違ありません。平成 20 年 12 月 22 日		
	医療施設の所在地 東京都品川区△△ 1-1		
	医療施設の名称 品川〇〇総合病院		
	医師・助産師の氏名 保険 五郎 電話 03 (△△△△) △△△△		

添付書類について

1. 初回申請時には、労務に服することができなかった期間を含む賃金計算期間とその期間前1ヵ月分の賃金台帳と出勤簿(タイムカード)の写しを添付してください。役員などで、出勤簿及び賃金台帳がない場合は、役員報酬を支給しないこととする役員会議事録の写しを添付してください。
2. 証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。(翻訳文には、翻訳者が署名し、住所及び電話番号を明記してください。)

出産手当金の支給要件等

■ 支給をうける条件

被保険者が出産のため仕事を休み、給与を受けられない場合は、出産手当金が支給されます。なお、被保険者の資格を失った場合でも、資格喪失日の前日(退職日等)までに被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失日の前日(退職日等)に出産手当金の支給を受けているか、受けられる状態であれば、被保険者期間中に引き続いて支給を受けることができます。

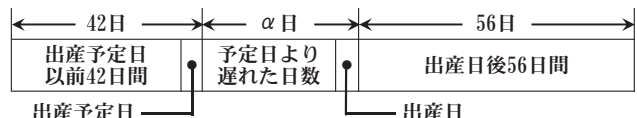
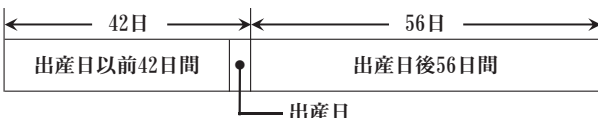
■ 支給期間と支給額

1. 支給期間

出産手当金は出産の日(出産が出産予定日より遅れた場合は出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)から出産日後56日までの期間で、支給要件を満たした期間について支給されます。なお、出産日は出産の日以前の期間に含まれます。また、出産が出産予定日より遅れた場合は、その期間を含めて支給されます。

<出産予定日に出産した場合または出産予定日より早く出産した場合>

<出産予定日より遅く出産した場合>



2. 支給額

出産手当金の支給額は、1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額(1円未満四捨五入)です。標準報酬日額は、標準報酬月額額の30分の1に相当する額(10円未満四捨五入)です。給与の支払いがあつて、出産手当金の額より少ない場合は、その差額が支給されます。

● 傷病手当金を同時に受けられるとき

出産手当金の支給期間中に傷病手当金も受けられる場合は、出産手当金の支給が優先し、その間傷病手当金は支給されません。ただし、この場合において傷病手当金が支給されてしまったときは、出産手当金の内払いとみなされ、その額だけ出産手当金の額が調整されます。

